議第60号

三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年三島市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令 第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者 研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第46条第1項第1号中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の19第1項中「指定地域密着型 通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月12日提出

三島市長 豊 岡 武 士